

環境活動計画書を作成するにあたっての指針

令和2年4月1日

蒲郡市工場立地法第4条の2第1項に基づく準則等を定める条例（令和2年条例第7号。以下「条例」という。）第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の適用される者が同条第2項に規定する環境活動計画書を作成するにあたっての指針を次のとおり定める。

条例第5条第1項に規定する環境保全に寄与する取組（以下「環境保全取組」という。）に関する項目は次のとおりとする。

1 事業所内活動型

- (1) エコ・モビリティ・ライフの推進
- (2) 環境保全・環境負荷低減のための社内教育の実施
- (3) 緑のカーテンの実施
- (4) ビオトープ作成等による既存緑地の質の向上
- (5) 児童等が自然環境の体験学習を行う場の提供
- (6) 再生可能エネルギー導入の促進
- (7) 雨水の利活用
- (8) 環境マネジメントシステムの導入
- (9) その他環境負荷低減に資する取組

2 地域貢献型

- (1) 地域ボランティアへの参加
- (2) 事業所周辺及び周辺校区内の自主的な美化活動の実施
- (3) クリーンキャンペーンへの参加
- (4) 530運動環境協議会への加入
- (5) アダプトプログラムへの登録
- (6) 「蒲郡市緑の基本計画」に準じた行動の実施
- (7) その他環境保護・環境保全活動の実施

3 支援型

- (1) NPOや市民団体の環境に関する活動への支援
- (2) 学校・公共施設の緑化整備への支援
- (3) その他環境活動への支援

4 その他

上記に掲げるもののほか、市長が適切と認めるもの。